

## 地方分権改革の推進に関する意見

地方分権改革は、制度疲労を起こしている中央集権型行財政システムを、地方の財政的自由度を高め、地方自らの選択と責任において地域の課題を解決していく地方分権型行財政システムへ変革するという時代の要請を実現するために行われるべきものである。

しかし、これまでの改革は、国の財政再建が優先され、各省庁の権限が温存されるなど、地方の自由度・裁量度を高めるといふ本来の趣旨とは余りにもかけ離れた内容であった。

国は、地方に対する様々な関与や義務付けが、事業に対する責任の所在をあいまいにすると同時に、地方の自立を阻み、ひいては国民の利益を損ねていることを認識し、国と地方の役割分担を明確にした上で改革を進めていく責任がある。

真の地方分権型社会を実現するためには、地方の自主性・自立性を高めることが不可欠である。そのため、本日、八都県市は、次のとおり意見を表明する。

- 1 真の地方分権型社会を実現するためには、これまでの「三位一体の改革」だけでは全く不十分であり、平成19年度以降も、第2期改革として引き続き改革を強力に推進していく必要がある。

については、地方の意見を十分に踏まえ、今後の国と地方の役割分担を明確にした上で、改革の工程を早急に明示するとともに、地方との協議の下に改革を進めること。

また、この改革を真の地方分権型社会の実現を目指したものとするため、国と地方の協議の場の制度化など、改革を計画的・総合的に推進するための新たな法律の制定を行うこと。

- 2 国庫補助負担金の改革に当たっては、国の財政再建や各省庁の個別利害を優先することなく、真の地方分権型社会の実現のため、地方の自由度・裁量度が高まる改革とすること。

また、言うまでもなく、生活保護費のような、本来国が責任を持つべきものについての単なる負担率の引下げは、絶対に行わないこと。

- 3 更なる税源移譲に当たっては、国と地方の役割分担に基づき、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現すること。

その際には、安定的で偏在性の少ない所得税・消費税などの基幹税を基本として税源移譲を行うこと。

- 4 地方交付税制度は、国庫補助負担金改革と税源移譲によって進展する地方の財政的自立を補完する制度としての改革が必要である。

そのため、改革に当たっては、国による関与や義務付けを見直すことに加え、従来国による政策誘導を排除するとともに、真に地方が果たすべき役割に見合うよう、財源保障機能と財源調整機能に十分配慮すること。

また、政府・与党合意に明記された地方財政計画における投資的経費と経常的経費の決算乖離については、同時一体的な是正を行うとともに、地

方の参画を得て中期地方財政ビジョンを早期に策定し、地方団体の計画的で安定的な財政運営が可能となるようにすること。

- 5 地方による自主的・自立的な行財政運営を実現するため、国庫補助負担金改革等と併せて、国の地方に対する過剰な関与・規制を早急に廃止すること。
- 6 地方は、これまで歳出削減や定員の純減など国を上回る行財政改革を行ってきた。八都県市としても、厳しい財政状況、社会経済環境の変化を踏まえ、なお一層の行財政改革に全力で取り組む決意であるが、国においても、徹底した行財政改革に取り組むこと。
- 7 新たな地方税財政制度は、我が国最大の大都市圏である八都県市の行政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じた地方分権型社会にふさわしいものとする。

平成18年5月15日

#### 八都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	松 沢 成 文
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	堂 本 暁 子
	東京都知事	石 原 慎 太 郎
	横浜市 長	中 田 宏
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市長	相 川 宗 一